

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1. あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、25年末現在、44道府県労委である。

25年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は348件で、このうち24年から繰越されたものは23件、新規に係属したものは325件であった（第43表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は325件で、24年に比べ10件の減少となった。過去5年の推移は、21年534件、22年423件、23年400件、24年335件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が319件・98.2%（24年323件・96.4%）、使用者からの申請が6件・1.8%（同12件・3.6%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第44表参照）。

(4) 道府県別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、北海道30件・9.2%（24年20件・6.0%）が最も多く、以下、徳島24件・7.4%（同17件・5.1%）、鳥取21件・6.5%（同35件・10.4%）、愛知19件・5.8%（同18件・5.4%）、京都16件・4.9%（同12件・3.6%）が続いている（第43表参照）。

第43表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

25年(単位:件)

区分 都道府県労委	あ っ せ ん									次期 繰越
	係 属 件 数			終 結 件 数					計	
	前期 繰越	新規係属 件数	計	解決	打切	取下	不開始	計		
北海道	0	30	30	13	13	2	0	28	2	
青森	1	5	6	4	1	1	0	6	0	
岩手	0	3	3	1	1	0	0	2	1	
宮城	0	4	4	2	1	0	0	3	1	
秋田	1	5	6	1	5	0	0	6	0	
山形	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	0	4	4	1	0	0	3	4	0	
栃木	0	3	3	1	0	1	1	3	0	
群馬	0	3	3	1	1	0	1	3	0	
埼玉	2	14	16	4	9	3	0	16	0	
千葉	0	7	7	3	1	2	0	6	1	
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	1	15	16	9	6	0	0	15	1	
山梨	2	1	3	0	1	2	0	3	0	
長野	0	11	11	8	1	0	0	9	2	
静岡	0	10	10	5	4	0	1	10	0	
富山	0	10	10	2	3	1	4	10	0	
石川	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
福井	0	7	7	1	5	0	1	7	0	
岐阜	0	1	1	0	0	0	1	1	0	
愛知	1	19	20	4	9	3	0	16	4	
三重	0	4	4	2	0	0	2	4	0	
滋賀	0	3	3	0	2	1	0	3	0	
京都	0	16	16	8	6	1	0	15	1	
大阪	0	2	2	2	0	0	0	2	0	
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
奈良	0	5	5	1	3	0	0	4	1	
和歌山	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
鳥取	4	21	25	9	8	6	0	23	2	
島根	0	6	6	3	1	1	0	5	1	
岡山	0	3	3	1	0	0	1	2	1	
広島	0	10	10	2	4	1	0	7	3	
山口	0	8	8	1	0	0	5	6	2	
徳島	2	24	26	14	2	0	8	24	2	
香川	0	4	4	3	0	0	1	4	0	
愛媛	0	10	10	1	0	0	7	8	2	
高知	0	15	15	7	7	0	0	14	1	
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐賀	1	6	7	4	3	0	0	7	0	
長崎	3	7	10	3	5	1	0	9	1	
熊本	2	12	14	5	9	0	0	14	0	
大分	1	2	3	3	0	0	0	3	0	
宮崎	0	1	1	0	0	0	1	1	0	
鹿児島	2	4	6	1	2	0	1	4	2	
沖縄	0	7	7	2	2	0	3	7	0	
総計	23	325	348	132	118	26	41	317	31	
24年	37	335	372	41.6%	37.2%	8.2%	12.9%	100%	23	
				44.7%	34.7%	14.0%	6.6%	100%		

(注) 1. あっせん実施道府県労委のみ計上した。

2. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

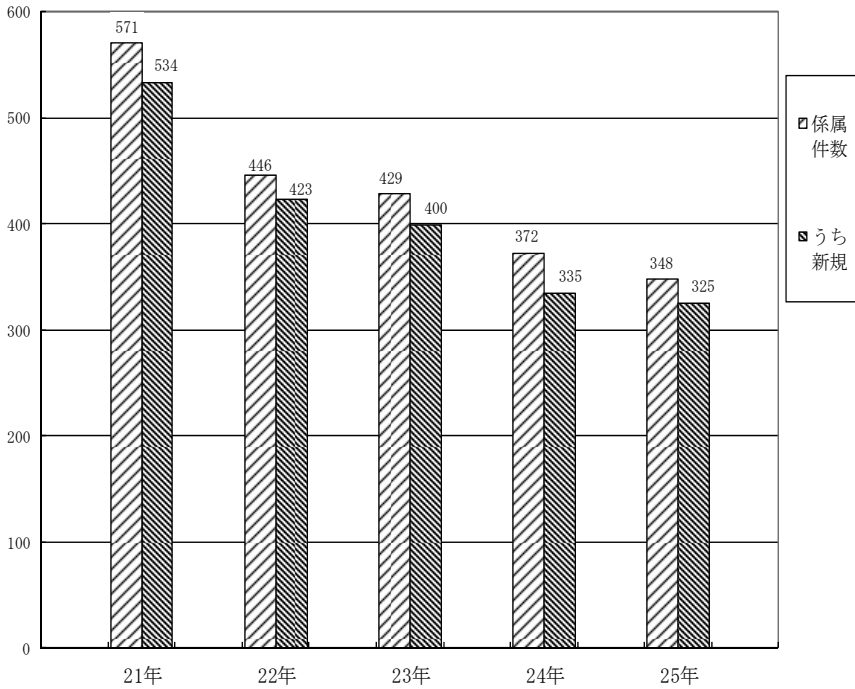
東京都 : 都によるあっせんを実施。

兵庫県 : 労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県 : 県によるあっせんを実施。

図5 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計(14年は42労委、15年以降44労委)。

第44表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移
(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
21年	529	99.1%	5	0.9%	0	0.0%	534	100%
22年	414	97.9%	9	2.1%	0	0.0%	423	100%
23年	393	98.3%	7	1.8%	0	0.0%	400	100%
24年	323	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	335	100%
25年	319	98.2%	6	1.8%	0	0.0%	325	100%

2. あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0.0%（24年2件・3.3%）、10人以上49人以下は9件・14.3%（同6件・10.0%）、50人以上99人以下は7件・11.1%（同4件・6.7%）、100人以上299人以下は14件・22.2%（同14件・23.3%）、300人以上499人以下は6件・9.5%（同11件・18.3%）、500人以上は27件・42.9%（同23件・38.3%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は56件・22.4%（同72件・29.4%）、10人以上49人以下は82件・32.9%（同109件・37.7%）、50人以上99人以下は37件・14.9%（同42件・14.5%）、100人以上299人以下は41件・16.4%（同42件・14.5%）、300人以上499人以下は12件・4.9%（同10件・3.5%）、500人以上は22件・8.8%（同14件・4.8%）であった（第45表参照）。

第45表 当事者である事業主の状況

（単位：件）

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
25年 (24年)	組合あり	0 (2)	9 (6)	7 (4)	14 (14)	6 (11)	27 (23)	63 (60)
	組合なし	56 (72)	82 (109)	37 (42)	41 (42)	12 (10)	22 (14)	250 (289)
	合計	56 (74)	91 (115)	44 (46)	55 (56)	18 (21)	49 (37)	313 (349)

（注）件数は終結件数。25年は4件不明

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が192件・60.8%（24年214件・61.3%）、パート・アルバイトが64件・20.3%（同73件・20.9%）、契約社員が35件・11.1%、派遣労働者が13件・4.1%、その他が12件・3.8%（同28件・8.0%）となっている（第46-1表、図6参照）。

（注）派遣労働者と契約社員について、25年から区分したため、前年度分は記載しない。

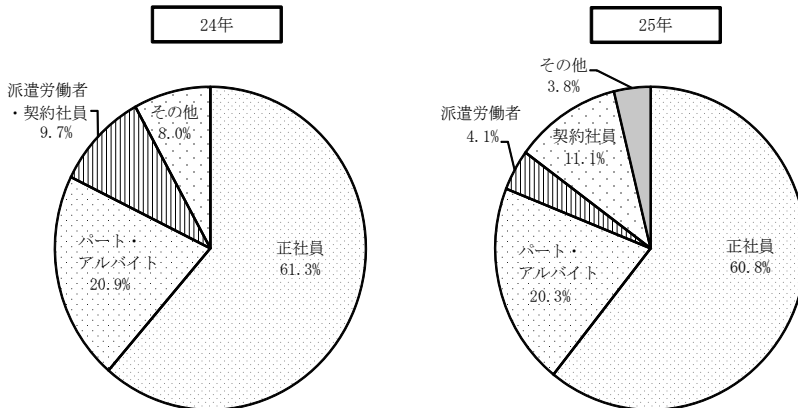
第46-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

(単位：件)

就労状況	正社員	パート・アルバイト	派遣労働者	契約社員	その他	計
25年	192 60.8%	64 20.3%	13 4.1%	35 11.1%	12 3.8%	316 100%
24年	214 61.3%	73 20.9%	34 9.7%	— —	28 8.0%	349 100%

- (注) 1. 件数は終結件数である。25年は1件不明。
 2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。
 3. 24年の派遣労働者の件数と割合は「派遣労働者・契約社員」の合計である

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別あっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別あっせんの内容別事項を見てみると、いずれも「経営又は人事」が半数近くを占めており、以下、おおむね「賃金等」、「職場の人間関係」、「労働条件等」、「その他」の順となっている(第46-2表参照)。

第46-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	136	47.2% (1)	70	24.3% (2)	25	8.7% (4)	33	11.5% (3)	24	8.3% (5)	288	100%		
パート・アルバイト	40	42.1% (1)	22	23.2% (2)	6	6.3% (5)	15	15.8% (3)	12	12.6% (4)	95	100%		
派遣労働者	10	55.6% (1)	3	16.7% (2)	1	5.6% (3)	3	16.7% (2)	1	5.6% (3)	18	100%		
契約社員	24	50.0% (1)	9	18.8% (3)	4	8.3% (4)	10	20.8% (2)	1	2.1% (5)	48	100%		
その他	7	53.8% (1)	1	7.7% (3)	2	15.4% (2)	1	7.7% (3)	2	15.4% (2)	13	100%		

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。

2. 下段の () は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3. あっせん内容の特徴

新規係属事件 325 件に係るあっせんの内容別事項数 468 件 (24 年 495 件) のうち、経営又は人事が 220 件・47.0% (同 226 件・45.7%)、賃金等が 100 件・21.4% (同 120 件・24.2%)、職場の人間関係が 68 件・14.5% (同 59 件・11.9%)、その他が 42 件・9.0% (同 34 件・6.9%)、労働条件等が 38 件・8.1% (同 56 件・11.3%) となっている。24 年と比べると、経営又は人事は 6 件、賃金等は 20 件、労働条件等は 18 件それぞれ減少し、職場の人間関係は 9 件、その他は 8 件それぞれ増加した (第 47 表参照)。

第47表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目、件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		総事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
21年	327	42.3%	257	33.2%	93	12.0%	48	6.2%	48	6.2%	773	100%	534
22年	276	45.5%	183	30.2%	54	8.9%	38	6.3%	55	9.1%	606	100%	423
23年	291	49.4%	153	26.0%	49	8.3%	65	11.0%	31	5.3%	589	100%	400
24年	226	45.7%	120	24.2%	56	11.3%	59	11.9%	34	6.9%	495	100%	335
25年	220	47.0%	100	21.4%	38	8.1%	68	14.5%	42	9.0%	468	100%	325

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は総事件数に一致しない。

4. あっせん員の構成

終結した事件 317 件のうち、あっせん員の指名がされた 259 件（24 年 298 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 204 件・78.8%（同 242 件・81.2%）、委員及び事務局職員が 36 件・13.9%（同 34 件・11.4%）などとなっている（第 48 表参照）。

第48表 あっせん員の構成

（単位：件）

	合計		委 員			委員+非委員		非 委 員								
			三者構成	公益委員のみ	その他	委員及び事務局職員	その他	事務局職員	その他							
25年	259	100%	204	78.8%	0	0.0%	0	0.0%	36	13.9%	7	2.7%	0	0.0%	12	4.6%
24年	298	100%	242	81.2%	0	0.0%	0	0.0%	34	11.4%	8	2.7%	0	0.0%	14	4.7%

5. あっせんの終結

(1) 処理状況

25 年は 24 年からの繰越 23 件を含む 348 件（24 年 372 件）の係属事件のうち、317 件（同 349 件）が終結し、31 件（同 23 件）が 26 年に繰り越された。終結した 317 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は 182 件（同 206 件）、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は 135 件（同 143 件）であった（第 43 表、チャートβ参照）。

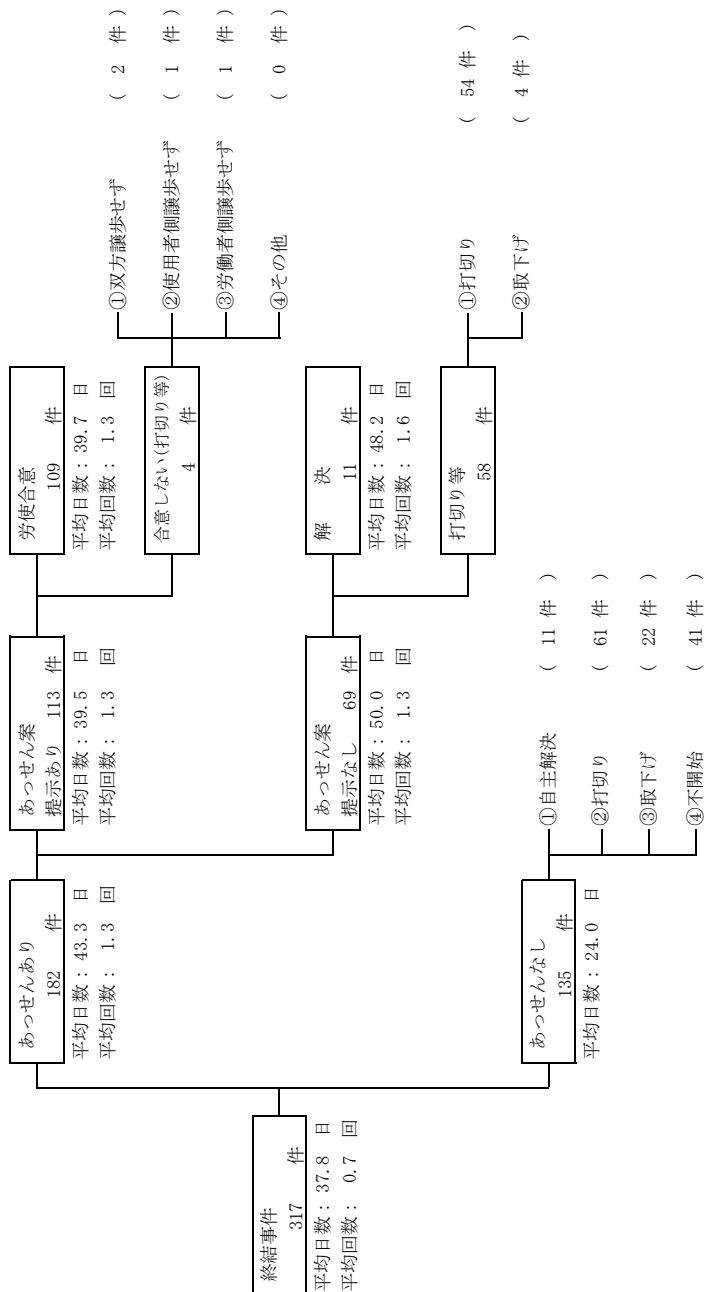
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件 182 件のうち、あっせん案の提示があった 113 件（24 年 132 件）の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が 109 件（同 127 件）、労使合意しなかったもの（打切）が 4 件（同 5 件）であった。労使合意しなかった 4 件の内訳は「双方譲歩せず」が 2 件、「労働者側譲歩せず」及び「使用者側譲歩せず」がそれぞれ 1 件となっている。また、あっせん案の提示がなかった 69 件の内訳をみると、解決が 11 件、打切りが 54 件、取下げが 4 件となっている（チャートβ参照）。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件 135 件の内訳をみると、打切りが 61 件（24 年 68 件）と最も多く、以下、不開始 41 件（同 23 件）、取下げ 22 件（同 29 件）、自主解決 11 件（同 13 件）となっている（チャートβ参照）。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※1 平均日数 = 処理日数 ÷ 最終件数

※2 平均日数には取下げ及び不開始に係る処理日数を除く

(4) 解決状況

25年に終了した事件317件(24年349件)のうち、取下げ・不開始を除く250件(同277件)の終結状況は、解決132件(同156件)、打切り118件(同121件)で、その解決率は52.8%(同56.3%)であった(第49表参照)。

第49表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

(単位:件)

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
21年	272	49.6%	167	30.5%	58	10.6%	51	9.3%	548	100%	62.0%
22年	229	54.9%	116	27.8%	41	9.8%	31	7.4%	417	100%	66.4%
23年	184	46.9%	134	34.2%	37	9.4%	37	9.4%	392	100%	57.9%
24年	156	44.7%	121	34.7%	49	14.0%	23	6.6%	349	100%	56.3%
25年	132	41.6%	118	37.2%	26	8.2%	41	12.9%	317	100%	52.8%

(注) 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く250件(24年277件)の平均処理日数は37.8日(同33.6日)であった(第50表参照)。

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。

第50表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

(単位:日)

	21年	22年	23年	24年	25年
平均処理日数	35.7	36.8	34.1	33.6	37.8